

労働者の団結権を否定する 「浦和電車区事件」東京地裁判決 その下当座 デタラメさを尋く

2007年12月

JR総連／JR東労組

2002年11月1日の衝撃的な7人の組合員の逮捕ではじまった浦和電車区事件について、東京地方裁判所は5年にわたる裁判の末、2007年7月17日に判決を行いました。傍聴席はもとより、弁護人や被告にも聞き取れない声で小池勝雅裁判長がボソボソと読み上げた判決は、「全員有罪」という驚くべきもの。JR東日本は8月末、この判決を理由に被告のうち企業籍のある6人を懲戒解雇しました。

裁判所は判決から2ヶ月余り経った9月末になって、ようやく判決文を弁護団に明らかにしました。その内容は、検察主張の矛盾をとりつくろう不自然な事実認定、組合活動への無知にもとづく無理な解釈、労働者の団結権の否定という驚くべきものです。以下、判決の不当性とデタラメさを明らかにします。

1、判決が描く「犯罪事実」

判決は7人の被告の行為について、次のように認定しました。「犯罪事実」は共謀の有無や強要の内容などをめぐって次の三つに区分されています。

(1) 2001年1月21日に、「被告人Fと同Gが、それぞれ被害者を東労組から脱退させ、あるいはそれに加えてJR東日本から退職させるとの意図の下に、現場共謀を遂げた上、被害者に脅迫を加えた」。

(2) 2月7日～28日、「被害者を東労組から脱退させることを分会方針として決定した上、これに基づき、被告人らが他の組合員らと共謀し、被害者に対し、多数回にわたり脅迫を加え、東労組からの脱退を強要して脱退させた」。

(3) 3月1日以降、「被告人G及び同Bが、それぞれ被害者に対し、脅迫を加えてJR東日本からの退職を強要して退職させた」。

話が込みあっていてわかりにくいので、表にしてみました。

東京地裁が描く「犯罪」一覧

A～Fは各被告

		月	日	場 所	A	B	C	D	E	F	G	共謀関係
(1)	①	1	21	2階達示室付近							○	現場共謀
(2)	②	2	7	南浦和駅北行詰所・2階達示室						○		脱退強要 共謀
	③	2	8または9	1階ミーティングルーム			○					
	④	2	13～16	3階講習室(職場集会)	○	○	○	○	○	○	○	
	⑤	2	28	2階訓練室	○		○					
(3)	⑥	3	7	2階達示室							○	退職強要 共謀なし
	⑦	3	11	南浦和駅北行詰所		○						
	⑧	3	12	2階ロッカー室							○	
	⑨	6	1	2階内勤室							○	
	⑩	6	末ころ	1階男子トイレ		○						

検察官は、脱退と退職の強要を分会全体で共謀し被告全員が実行した「包括一罪」を主張したのですが、その矛盾が法廷で弁護団によって次々と暴かれてしまい、被告全員をなんとか有罪にするため、東京地裁はこのように不自然なつぎはぎの「事実」をつくりあげたのです。そして、次のように7人の被告を非難します(①、②、③の区分は引用者がつけました)。

①本件犯行の背景には、東労組が深い対立関係にあった他労組からの組合員の引き抜き等に強い警戒心を募らせていたことがあるが、そうした事情を考慮しても、**犯行動機**は、上記のとおり、結局は、**被害者が嘘の弁明をしていたこと等に憤激したことに尽きる**のであって、誠に**短絡的**というほかない。

②犯行態様も、組合脱退の強要については、分会執行部において、被害者に組合脱退を迫ることを機関決定して一般組合員に周知し、いわば組合ぐるみで、1か月以上の間に8回にわたって罵声を浴びせるなどして組合脱退を強要したという**計画的、組織的、執拗な犯行**である。

③会社退職の強要についても、被告人G及び同Bが、それぞれ休憩室やロッカー室で被害者と会った際に、**強烈な脅迫文言を申し向けて暗に会社退職を迫る**という陰湿なものである。このように犯罪態様はいずれも悪質である。

つまり東京地裁は、①7人がYの嘘に腹を立てて短絡的に犯行に及んだ、②分会執行部でYに脱退を迫ることを決定し、組合員に伝え、組合ぐるみで執拗に罵声を浴びせた、③さらに7人のうち2人はYと会った際に強烈な言葉を使って暗に退職を迫ったというように「犯罪」を描き出したのです。そしてこれらが**強要罪**(刑法223条1項)に該当し、また「脱退強要」については共同正犯(刑法60条)に該当すると判断して全員に執行猶予つきですが、**懲役1年から2年の有罪判決**を下したのです。

2、労働組合の実態に対する無知

判決を行った裁判官たちが、労働組合運動の実態について何も知らないまま、奇妙な解釈の上に「犯罪」を描き出していることは明らかです。労働運動への無知を示す記述をいくつか紹介しましょう。

(1) Yを脱退させることを分会が方針として決定した

「脱退させる」ことが方針なら、なにも大変な労力を要する分会全体の討議を繰り返すことなど必要ないはずで、発生した問題を組合員全員で討議し、共通認識をつくりあげるといふ労働組合の民主的な運営が、裁判官にはまったく理解できず、それを「共謀」と認定しているのです。労働組合の団結という観点からYの行為は許せないという、それ自体正しい認識を組合員が共有することが、どうして「共謀」なのでしょう。そしてYに対しても、この認識を共有するよう求めたことが、どうして「罵声を浴びせ脱退を強要する」ことになるのでしょうか。

ちなみに、浦和電車区分会が行った1月21日の拡大闘争委員会と、その後の分会組合員との個別総対話がYに脱退を強要する共謀とみなされ、執行部の方針に明確に反対の意思を表明した者以外の全分会員がこの共謀に加わったものとされています。これは、警察・検察が、つまり国家権力が**その気になれば、分会組合員全員を逮捕することができる**ことを意味しています。「共謀罪」の先取りと言うほかありません。

(2) 打算であれ所属を望んでいたから、脱退は自由意思ではない

判決はYが「脱退届を書かされた」と供述したことをめぐって、「確かに、前記認定のとおり、Yが脱退届を作成提出した際には、分会組合員らの明示的な脅迫行為等は存在しなかったが、Yは、組合活動には消極的ではあったものの、JR東日本における第1組合である東労組に所属していれば、昇進・昇級に有利であるとして、**打算的な考えから東労組に所属し続けることを望んでいた**」のだから、**脱退はYの自由な意思によるものでない**と判断しました。

これは恐ろしい理屈です。周囲に迷惑をかける乗客に、車掌がマナーを守るよう説得したところ、その乗客はぐずぐず文句を言い、さんざんてこずらせたあげく、結局自分で列車を降りたのですが、これに「彼は列車に乗りたくて望んでいたのだから、車掌の行為は強要だ」と難癖をつけるようなものです。

組合は組合員全員の利益のために行動します。そのなかに「俺は利益を受けたいから組合所属を望むが、活動への参加はまっぴらだ」というわがまま者がいれば、皆が迷惑します。だから皆が説得にあたったのです。Yは嘘をついて仲間をだまし、言い逃れをはかり、嘘がばれて仲間が怒ると集会発言や会話を隠し録りした末、こういう姿勢で組合に**いることは許されない**ことを、しぶしぶではあれ納得し、自分で脱退届を書いてやめていったのです。仲間を大切にすることとは、仲間に迷惑をかける者を許さないことでもあります。労働者の団結権に団結を乱す利己的なわがまま者に立ち向かう行為が含まれるのは当然です。判決はそのことを完全に無視しています。

(3) 問題のある組合員には懲戒手続きをとれ

さらに驚かされるのは、組合員に問題があれば懲戒手続きによって対処すればいいと言っていることです。

判決は「被告人らが、吉田に対し、組合規約等で定められた正規の懲戒手続を採ることなく、前記認定のとおり的手段、方法で東労組から脱退させたことが社会的相当性を逸脱しているのは明らか」と述べているのです。

間違った行動をとる若い組合員を、先輩や仲間が叱り、説得することは労働組合であれば当然の行為です。そこから血の通った組織が生まれるのです。そんなことをせずに、懲戒手続により除名すればいいというのが判決の言わんとすることでしょう。

この考えに立てば、言うことを聞かない子供を、親は叱ったりせず警察に告訴しろということになるのではないのでしょうか。父親が子供を叱る際に「出て行け！」と怒鳴れば、「罵声を浴びせた」とされ、脅迫による強要として罪に問われ、「厳しく注意しよう」という事前の相談があれば母親も共謀共同正犯として裁かれるというのが判決の考えなのです。その先には、家族や地域や職場の血の通ったつながりが消え、契約と法にもとづく関係だけが支配する寒々とした社会しか残らないでしょう。

(4) トイレで話しかけたことが脅迫

ここまでくると、裁判官は日常的な生活における人間関係もぜんぜん理解できないと言わざるをえません。それを端的に示すのが、トイレで話しかけたことが脅迫とされた点です。

Bさんが職場のトイレで小用を足しているところにYが入ってきて、並んで小用をしました。そこでBさんが「今後のことを真剣に考えたのか、東労組に戻る気はあるのか」と話しかけたのですが、これを判決は「強烈な脅迫文言を申し向けて暗に会社退職を迫るという陰湿なもの」と描き出しているのです。

判決は「被告人Bとのやりとりがあって間もなく、他に具体的な就職のあてがないのに退職することを決意したことや、Y区長らに対し、その理由として『お前が乗務すると、また組織が混乱するだろう。もっと真剣に身の振り方を考えろ。』などと言われ、精神的に参ったからだ」と訴えたから、「脅迫」があったと認定しました。トイレで話しかけられただけで、会社を辞めようと決意する人がいるのでしょうか。Yの言動にあきれ果てた職場の同僚に相手にされなくなり、すっかり孤立した末に、いたたまれなくなって会社を辞めたというのが世の中の普通の見方ではないのでしょうか。

3、色眼鏡をかけた裁判官の逆立ちした判断

それに加えて、驚かされるのは判決が被告の主張をことごとく退け、Yの語ったことをほとんど真実と認定していることです。判決には次のような判断もあります。

(1) 意図的な省略や支離滅裂な論証

3月11日、Yは北行詰所でのBさん、Eさんとのやり取りを隠し録りしました。そのときの状況について、判決は「録音テープによっても、『怒れ。うんと怒れ。……』などと発言したのがYであったとも認められない」と断定しています。しかし、この『……』で省略した部分は「バカなんだから、周りがパーなんだから」なのです。これはY自身による隠し録りの反訳ですから、BさんもEさんも「周りがパーなんだから」と発言するはずはな

く、Y自身の言葉ととるほかありません。ところが判決はその部分を『……』と省略してごまかしているのです。

さらにおかしな論証があります。「Fさんが『俺は革マル派だぞ』と言った」というYの供述について、弁護人は「革マル派に所属する者が堂々と自分が革マル派に所属していることを言うことは不自然」として信用性が認められないと主張しました。これに対して判決は「弁護人らの指摘は、被告人Fが革マル派に所属していることを前提とするものであるが、被告人Fは、その前提自体を否定する供述をしている」という理由をあげてこれを退けています。しかし、弁護人は「もし革マル派に所属していると言うなら」と仮定で言っているのです。これに判決はFさんが革マル派でないのだから、弁護人の主張は成立しないと反論しているのですから、あきれしかありません。自分が革マル派でもないFさんが「俺は革マル派だぞ」と言うことの方が、よほど不可解ではないでしょうか。このようなめちやくちやな論法を用いて判決は「被告人Fの弁解中、Yの供述に符合しない部分は、信用することができない」と断定するのです。

(2)「JR東労組＝革マル」という色眼鏡

このようにYの供述だけを信用し、被告の主張をすべて退ける判決の背後には、「JR東労組＝革マル派に操られた異常な集団」という裁判官の歪んだ見方があると思えます。そのような色眼鏡を通したために、浦和電車区分会の正当な組合活動である団結のための討論や説得が、裁判官の目には異常な集団による見せしめ、イジメと映ったのではないのでしょうか。「事件」の基盤をなす団結権や労働組合という背景を、色眼鏡が見えなくしてしまったのです。

公安当局がマスコミを活用して10年以上かけてつくりあげた世論に、裁判官も毒されているといわざるをえません。公安当局は1996年に革マル派のアジトから大量の資料を押収し、それをもとに1997年頃に「JR総連・JR東労組への革マル派の浸透」「革マル派の最高指導者＝松崎明」という虚構をでっちあげました。その後、警察庁の広報誌や、歴代の警察庁警備局長の国会答弁を通じてその宣伝を積み重ねてきました。この宣伝がある程度浸透した頃合を見計らって、警視庁公安部により浦和電車区事件がでっちあげられたのです。

2002年11月1日、警視庁公安部はJR東労組組合員7人の逮捕とJR東労組への大々的な家宅捜索を行いました。並行して「逮捕者のなかに革マル派幹部がいる」「革マル派がJR東労組上層部を支配している」という記者発表も行いました。報道機関は警察発表をそのまま報道したのでした。

それ以降、公安警察は東京駅事件(03. 6)、ビラ配布事件(03. 9)、国際交流基金事件(05. 12)、福祉事業協会事件(07. 2)、蒲郡駅事件(07. 7)と次々事件をでっちあげてJR総連やJR東労組、JR東海労の家宅捜索を行い、マスコミはそのたびに、「革マル派の関与」という警察発表による報道を繰り返したのです。この6件に関連して、被疑者にされた者は延べ28人、家宅捜索を受けた場所は180箇所、押収された文書・資料等は5738点に及びました。

それだけではありません。公安当局は週刊誌記者に極秘の捜査資料を提供し、それをもとにした記事を『週刊新潮』『週刊文春』などに繰り返し書かせてきたのです。とくに東京地裁の審理が最終段階を迎えた2

006年7月から2007年1月までの時期、24週にわたって『週刊現代』に「テロリストに乗っ取られたJR(東日本)の真実」と銘打った連載記事が掲載され、公安情報をもとに「JR総連・JR東労組は革マル派に操られた異常な組織」「テロリスト」「カルト集団」だという扇情的な宣伝が繰り返されたのです。

裁判官に先入見を刷り込むために検察官も一役買いました。浦和電車区事件の被告の保釈請求をめぐって、検察官は「JR東労組の顧問は、いわゆる革マル派の最高幹部の一人であった松崎こと松寄明であったほか、被告Aは、革マル派の中央労働者組織委員会の指導を受けて、JR総連傘下の各組合の指揮指導を行うJR内における革マル派の指導組織(通称マングローブ)の一員と見られる」という意見書を提出して、請求の却下を求めたのです。

このような一連の組織的な情報操作によってつくられた色眼鏡で裁判官は事件を審理し、とんでもない判決を下したのです。

4、憲法が保障する団結権を無視した判決

この事件は、組合員であったYが皆の決めた組合方針を守らないばかりか、対立組合の幹部と接触したことが発端でした。Yはそのことが問題にされるや、対立組合幹部の指示に基づき、組合員に嘘を言って追及を逃れようとしたのです。このYの行動に対し、組合が行った対応が犯罪に問われたのでした。ですから、この問題を考える際の前提として、労働組合の活動が現行法でどう扱われているかを見ておかなければなりません。

(1)憲法と労働組合法

日本国憲法は第21条で結社の自由を保障していますが、それに加えて第28条で「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利はこれを保障する」とうたい、「**勤労者の団結権**」を保障しています。労働組合法はこの憲法の規定を受けて、その第1条で労働者が団結を擁護する行為を「正当行為」とし、**処罰しない**ことを定め、組合活動に法的な保護を与えているのです。

○労働組合法第1条【目的】

- 1、この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自らの代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続きを助成することを目的とする。
- 2、刑法第35条の規定は、労働組合の団体交渉その他の行為であって前項に掲げる目的を達成するためにした正当なものについて適用があるものとする。但し、いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組合の正当な行為と解釈されてはならない。

○刑法第35条【正当行為】

法令または正当な業務による行為は、罰しない。

一連の過程で暴力がなかったことははっきりしているのですから、裁判所は少なくともまず、団結権の行使として保護される範囲を明確にし、被告たちの行為がそこから逸脱するか否かを検討しなければなりません。ところが、第一審判決のどこを見ても、「**団結権**」という言葉は見当たりません。刑法の規定が被告人の行為にどのように該当するかだけを論じ、労働組合の活動は「共謀」として扱われているだけです。このように、団結権を一切無視していることが、浦和電車区事件一審判決の最大の問題です。

(2)労働者の闘いによって認められた団結権

企業に雇われて働く労働者は生きるために団結を求めて闘ってきました。一人ひとりがばらばらにされている限り、労働者は経営者のどんなにひどい扱いにも我慢するしかありません。仲間が手を結び、力を合わせることによってはじめて経営者の横暴に対抗できるのです。だから労働者は団結を求めてきました。

ところがそれは、経営者の目には営業の自由を妨害する共謀と映りました。そのため、**団結は長らく犯罪として禁じられ**、厳しい処罰の対象となってきたのです。イギリスで労働者の団結権が認められたのは、ようやく1875年のことです。労働運動の先駆者たちは、解雇・投獄・暴力・殺害など数限りない犠牲を払いながら団結を育み、守り、そして認めさせてきたのです。団結権がILO条約などで国際的な基準として認められるようになったのは最近のことです。

つまり団結権は、はじめから存在したのではなく、労働者が力でかちとってきたものなのです。ということは、労働者の力が弱まればたちまち奪われてしまうものだということです。**経営者が経営者である限り、団結を嫌う気持ちは消えない**からです。現にいま、世界にはビルマをはじめ団結権が認められていない多くの国があります。そして団結の衰退が日本でも海外でも進行しています。

日本では小泉内閣以来、「改革」の名の下に経営者に大幅な自由を与える**新自由主義**的な再編成が急激に進みました。その結果、大企業が空前の利益をあげる一方で格差が拡大し、非正規雇用が広がり、労働者の平均収入は減少の一途をたどり、地方の疲弊が進みました。団結という観点から見れば、正規雇用の労働者の間では成果主義の人事賃金制度が広がり、労働者同士の競争が激化して団結が衰退しました。急激に増大した非正規雇用労働者の多くは未組織で、団結の枠外に置かれています。

また、アジア諸国に進出したトヨタやソニーなどの日本企業は、現地の労働者が労働組合をつくろうとする動きを徹底して弾圧してきました。ところが日本の労働者はそのことをほとんど知らず、また気にもかけません。企業が海外進出を進め、国際的な調達・生産・販売のネットワークを強化しているなかで、国境を越えた労働者同士の団結は大きく立ち遅れています。総じて労働者は相互に「**底辺に向けた競争**」を強いられ、競争相手となった労働者同士の団結は急激に形骸化しています。こうした労働組合の弱体化は、チェック機能の失われた**企業の不祥事、不正、犯罪、事故**の続発としても現れています。

新自由主義は労働者に対する**経営の全般的な攻撃**を意味します。企業と政府は労働者の200年あまり

にわたる闘いの成果を、ひとつひとつ奪い去ろうとしています。その決定的な環をなすのが団結権です。団結を崩せば、あとは何でもやり放題だということを経営側は十分承知しているからです(だからこそ、JR東日本は裁判係争中にもかかわらず浦和電車区事件被告6人を懲戒解雇したのです)。

日本ではすでに大企業を中心に労働組合の弱体化、団結の形骸化が進んできました。自立的な団結を維持する組合は数えるほどしか残っていません。そして、公安当局はこれらを叩き潰そうと周到な準備のうえに満を持して攻撃を開始しました。その焦点が浦和電車区事件であり、JR総連にたいする相次ぐ弾圧なのです。

こうした攻撃は、必ず内部から呼応する者の分裂策動を伴います。今回その役割を担わされたのがJR労働組合をつくった者たちです。彼らの本当の姿は、浦和電車区事件の弾圧が開始される直前にJR東労組執行部から逃亡した事実と「6人はクビですからね」「団結権の侵害と言っているのを聞いて背筋が寒くなった」といった言葉に、当初の段階からはっきり示されていました。そして彼らの先輩格のJR連合も、弾圧と処分を求める合唱に加わり、公安当局の「革マル」宣伝のお先棒を担いできたのです。

5、美世志会の7人と労働組合の未来を守るために

私たちはこのとんでもない判決を受け入れるわけにはいけません。私たちの課題は7人の仲間を守ることだけにとどまりません。裁判の結果は日本の労働組合の未来に影響します。こんな団結権否定の判決がまかりとおれば、今後、組合内の討論まで**警察の監視下**に置かれるでしょう。うっかり発言すると逮捕・長期勾留され、刑務所に送られかねません。トイレの立ち話も気をつけなければなりません。仲間が互いを警戒の目で見なければならなくなります。信頼はなくなり、仲間の絆はずたずたになります。**団結を壊す行為は奨励され**、これに立ち向かう者は権力の手によって排除されるのです。

残念ながら今、公安当局によって仕組まれた周到な宣伝によって、JR総連は社会からも労働組合からも「革マルに操られた異常な集団」と見られ、孤立を余儀なくされています。この孤立のために、デタラメな不当判決が許されているのです。今なによりも必要なのは、**包囲網**を打ち砕き、東京地裁判決の不当性、問題点を世の中に広めることです。

松川事件の被告たちは、「アカ」=列車転覆もやりかねない危険思想の持ち主と思われ、死刑判決を受けました。それでも、あきらめることなく訴え続けることによって世論を動かし、検察側が隠していた決定的証拠を法廷に出させ、逆転無罪をかちとったのです。法廷内の緻密な闘いと、法廷外の力強い運動があつてはじめて世論が変わり、逆転無罪は可能になるのです。

一審判決のデタラメさを明らかにし、団結権の危機、労働運動の危機を訴え、包囲網を突破し、世論をつくりかえようではありませんか。大弁護団の創造を核にした広範な運動の実現が**逆転無罪の鍵**です。

連絡・問合せ先 JR総連 141-0031 東京都品川区西五反田 3-2-13 03-3491-7191

JR東労組 151-8512 東京都渋谷区代々木 2-2-6 JR新宿ビル13階 03-3375-5740